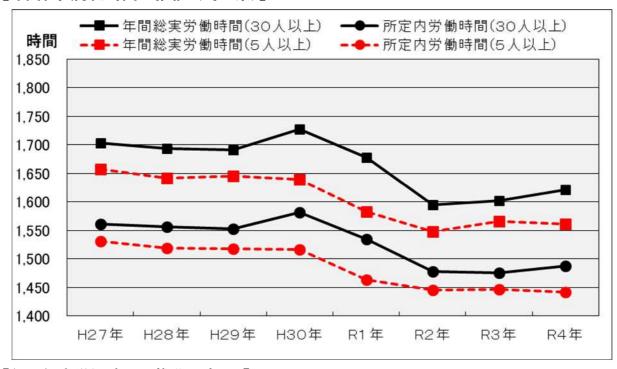
4 労働時間

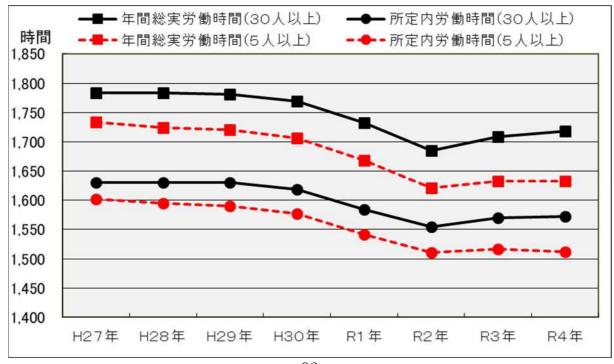
(1) 総実労働時間

- 〇令和4年の埼玉県の1人平均の年間総実労働時間は、 事業所規模5人以上は1,561時間となり、前年より減少した。一方30人以上は 1,621時間となり、前年より増加した。
- 〇全国では、事業所規模5人以上は<u>1,633時間となり</u>、前年から変化はなかった。 一方30人以上は1,718時間となり、前年より増加した。

【年間総実労働時間の推移 (埼玉県)】



【年間総実労働時間の推移(全国)】



【年間総実労働時間の推移】

事業所規模5人以上 (単位:時間)

<u> </u>									<u>- 122 · PO [PJ / </u>
区	分	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
埼玉県	所定内	1,531	1,519	1,518	1,516	1,463	1,445	1,447	1,442
	所定外	127	123	127	124	120	103	119	119
	計	1,658	1,642	1,645	1,640	1,583	1,548	1,566	1,561
	全国順位	46	45	45	43	45	44	41	43
東京都	所定内	1,586	1,581	1,580	1,562	1,520	1,490	1,517	1,520
	所定外	144	137	136	131	137	124	134	141
	計	1,730	1,718	1,716	1,693	1,657	1,614	1,651	1,661
神奈川県	所定内	1,535	1,536	1,530	1,492	1,466	1,432	1,435	1,435
	所定外	141	138	133	131	137	112	118	117
	計	1,676	1,674	1,663	1,623	1,603	1,544	1,553	1,552
千葉県	所定内	1,555	1,547	1,537	1,544	1,496	1,468	1,441	1,424
	所定外	132	131	131	124	121	104	101	108
	計	1,687	1,678	1,668	1,668	1,617	1,572	1,542	1,532
全国	所定内	1,602	1,595	1,590	1,577	1,542	1,511	1,517	1,512
	所定外	132	129	131	129	127	110	116	121
	計	1,734	1,724	1,721	1,706	1,669	1,621	1,633	1,633

事業所規模30人以上 (単位:時間)

李朱州从侯50八次工									
区	分	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
埼玉県	所定内	1,561	1,556	1,553	1,582	1,534	1,478	1,475	1,488
	所定外	142	138	138	145	144	117	127	133
	計	1,703	1,694	1,691	1,727	1,678	1,595	1,602	1,621
	全国順位	45	45	46	40	43	46	44	44
東京都	所定内	1,610	1,607	1,612	1,610	1,562	1,534	1,566	1,576
	所定外	162	152	148	148	156	142	156	164
	計	1,772	1,759	1,760	1,758	1,718	1,676	1,722	1,740
神奈川県	所定内	1,579	1,582	1,586	1,550	1,519	1,492	1,502	1,507
	所定外	162	157	152	152	163	128	136	138
	計	1,741	1,739	1,738	1,702	1,682	1,620	1,638	1,645
千葉県	所定内	1,573	1,579	1,582	1,564	1,522	1,492	1,474	1,477
	所定外	150	150	150	138	139	112	110	127
	計	1,723	1,729	1,732	1,702	1,661	1,604	1,584	1,604
全国	所定内	1,630	1,631	1,630	1,619	1,584	1,555	1,570	1,572
	所定外	154	152	151	150	149	130	139	146
	計	1,784	1,783	1,781	1,769	1,733	1,685	1,709	1,718

※ 全国の数値は、毎月勤労統計調査全国調査の結果であり、都道府県別の地方調査結果の平均や合計ではない。

【用語解説】

総実労働時間 : 所定内労働時間と所定外労働時間の合計

所定内労働時間:労働協約、就業規則などで定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実際に労働した時間

(休憩時間を除く。)

Ⅰ 所定外労働時間:早出、残業、臨時の呼出、休日出勤などによる労働時間

担当 多様な働き方推進課 働き方改革・テレワーク推進担当 TEL 048-830-4518 (直通)

資料:厚生労働省「毎月勤労統計調査」